

建設リサイクル法対象工事の契約締結の事務手続きについて

郡山市上下水道局総務課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の「対象建設工事」については、以下の流れに沿って、契約締結の事務手続きをして下さい。

期 日	手続きの内容								
決定日	<p>1 書類の作成</p> <p>郡山市ウェブサイトよりダウンロードし、作成して下さい。 ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報 >上下水道局分へのリンク>入札・契約関係様式>契約関係様式(工事等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書 類 名</th> <th>枚 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設リサイクル法第12条に基づく説明書(12条説明書)</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>別表『分別解体等の計画等』(※)</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル法第13条に基づく書面(13条書面)(※)</td> <td>2枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)の書類は、工事内容別に3種類あるので、該当するものを使用する。</p> <p>作成上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設リサイクル法第12条に基づく説明書、及び別表『分別解体の計画等』 <ul style="list-style-type: none"> ・日付は、監督員に提出する日とする。 ・別表の記入方法の詳細の問合せ先: 開発建築指導課(電話 024-924-2371) ●建設リサイクル法第13条に基づく書面 <ul style="list-style-type: none"> 「分別解体等の方法(工程ごとの作業内容及び解体方法)」 <ul style="list-style-type: none"> ・別表の「工程ごとの作業内容及び解体方法」の欄と同内容を記載する。 「再資源化をする施設の名称及び所在地」 <ul style="list-style-type: none"> ・落札者が予定している施設名称等を記入し、特定建設資材廃棄物の種類により受け入れ先が異なる場合は種類ごとに記入する。 ・廃棄物のうち、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートについてのみ記載する。 「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」 <ul style="list-style-type: none"> ・請負人の見積金額(直接工事費)を記入する。 ・実際に要する費用がここに記載された金額と異なっても、請負代金額は原則として変更しない(設計変更・数量変更等、契約書所定の請負代金額の変更事由に該当する場合を除く)。 	書 類 名	枚 数	建設リサイクル法第12条に基づく説明書(12条説明書)	1枚	別表『分別解体等の計画等』(※)	1枚	建設リサイクル法第13条に基づく書面(13条書面)(※)	2枚
書 類 名	枚 数								
建設リサイクル法第12条に基づく説明書(12条説明書)	1枚								
別表『分別解体等の計画等』(※)	1枚								
建設リサイクル法第13条に基づく書面(13条書面)(※)	2枚								
決定日 の翌日	<p>2 監督員に書類を提出</p> <p>12条説明書及び別表と、13条書面(2枚のうち1枚)を、<u>監督員に、決定日の翌日までに提出して下さい。</u> 監督員から書類の内容確認後、連絡がありますので、書類を受け取って下さい。</p>								
決定日の 翌々日 (2平日後)	<p>3 総務課に書類を提出</p> <p>(1) 監督員から返却された13条書面と同じ内容の、13条書面を契約書とあわせてメールにて提出してください。割印は不要です。 (2) 原本の12条説明書及び別表、13条書面については、その他の契約書類と共に持参にて提出してください。</p>								